

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八 年 三 月 二十四 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福木中央クリニック	広島市東区馬木四丁目一七〇五番	令和 八・四・一
こころ内科・呼吸器クリニック	広島市安佐南区伴南一丁目五―一八―八―二〇三	〃
つきおきクリニック	尾道市高須町東新涯四八〇八―五	〃
よしおかホームクリニック松永院	福山市松永町三丁目二一番二七―四号	〃
つながる診療所・めぐみクリニック	福山市旭町三の一一陸橋ビル二階	〃
皮フと漢方のよしやクリニック	廿日市市宮内一〇七―一八	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 三月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウォンツ馬木薬局	広島市東区馬木四丁目一七〇七番地三	令和 八・四・一
ププレひまわり薬局 廿日市陽光台店	廿日市市陽光台三丁目一―二	〃
オール薬局 串戸店	廿日市市串戸五丁目一―三九	〃
安芸タカズミ薬局	安芸郡府中町茂陰一丁目一番一―号フェニックス二一 一〇一―号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 三月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上天満薬局	広島市西区上天満町九番一三号	令和 八・三・一
因島センター薬局	尾道市因島中庄町二四三〇―四	〃
むべやま薬局	福山市駅家町大字向永谷六六六番地一	〃
あしべ薬局	福山市駅家町大字上山守二二三番地一	〃
エコー薬局	福山市野上町二丁目一〇番二二号	令和 八・二・二四